

広島県告示第641号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年11月5日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市串戸一丁目6番2号 有限会社日基リース 代表取締役 大野 博之
工場又は事業場の所在地及び名称	山県郡安芸太田町大字坪野9番地6 有限会社日基リース加計工場

2 申請の内容

67 洗濯業の用に供する洗浄施設2基を設置する。また、汚水等処理施設1基を設置し、排水口を2か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種 類	67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設No. 1)	67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設No. 2)
能力（1日当たり）	60kg/ロット（回）	264kg/回
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工後120日
	使用開始予定年月日	完成後7日

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時～17時 9時間 (なし)		8時～17時 9時間 (なし)		
		通常	最大	通常	最大	
使用 の 方 法	排出される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.5～10	5～11	5.5～10	5～11
		生物化学的酸素要求量	200	250	100	150
		化学的酸素要求量	100	120	50	75
		浮遊物質	10	30	10	20
		窒素含有量	20	30	20	30
		磷含有量	3	8	3	8
		n-ヘキサン抽出物質 含有量	4	8	3	5
		大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	5,000以下	5,000	5,000以下	5,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³) ※括弧内は循環水量		115.28 (11.44)	209.6 (20.8)	46.42	84.40
汚水等の排出先		污水处理施設		污水处理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 新設

種	類	污水处理施設
形	式	長時間標準活性汚泥方式
主要寸法 (単位: m)		縦12.95×横14.9×高さ5.6
能力 (汚水処理)		最大300m ³ /日 (平均167m ³ /日)
汚水等の処理方法		長時間曝気方式
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工後120日
	使用開始予定年月日	完成後7日

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位：水素指数)	5.5~10	4.5~11	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	150	200	20	30
		化学的酸素要求量	79.6	99.7	15	20
		浮遊物質 量	70	90	35	50
		窒素含有量	19.3	28.8	15	25
		燐含有量	2.9	7.5	2.9	6
		n-ヘキサン抽出物質含有量	8	10	8	8
		大腸菌群数 (単位：個/cm ³)	5,000以下	5,000	3,000以下	3,000
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	167	300	167	300
		汚水等の排出先	排水口No 1 自然流下			

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 新設

排水口名	項 目	通 常	最 大
No. 1 排 水 口	水素イオン濃度 (単位：水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	20	30
	化学的酸素要求量	15	20
	浮遊物質 量	35	50
	窒素含有量	15	25
	燐含有量	3	6
	n-ヘキサン抽出物質含有量	8	8

	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	3,000以下	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	167	300

（その2） 雨水排水口（雨水口No. 1）の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年11月5日から平成27年11月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに安芸太田町住民生活課